

変更・廃止・休止・再開届に係る Q & A

Q1: 法人の名称が変わり、添付書類として登記簿謄本が必要になるが変更してから10日以内に変更後の登記簿謄本が用意できない。どうすれば良いか？

A1: 上記の場合のように、10日以内に揃えられない添付書類は後日提出していただき、揃えられる書類のみ先に提出してください。

Q2: 廃止又は休止届の提出を期限内に出せなかったがどうすれば良いか？

A2: 事業を廃止又は休止しようとする場合は、廃止又は休止の日から1か月前までに県知事に届け出る必要があります。その期限までに提出できない場合は、最短でも提出した日から1か月後の廃止又は休止年月日とする必要があります。

Q3: 職員が急に休職又は退職して人員基準を満たせず廃止又は休止したいが、届け出の廃止又は休止の年月日についても提出日から1か月後とすべきか？人員基準を満たさなくなった時点の休止又は廃止日にしないと人員基準違反のまま運営していることにならないか？

A3: 上記における届け出の廃止又は休止の年月日についても、提出日から1か月後になります。なお、人員基準を満たさないままサービスを提供すれば人員基準違反となります。

Q4: 休止届を出していたが失念し、延長(更に6か月)の休止届を休止期間が終わる1か月前までに提出し忘れていた。どうすれば良いか？

A4: 上記の場合の休止届の記載としては、休止の年月日は提出日から1か月後となります。

【例】

前回提出していた休止届の休止予定期間：〇〇年2月1日～〇〇年7月31日

延長の休止届の提出日：〇〇年9月10日

延長の休止届に記載する休止年月日：〇〇年10月10日～△△年1月31日

(注)

休止届上、〇〇年8月1日～10月9日までが空白期間となりますが、休止扱いとなります。

Q5: 延長で届け出ていた分を含めて最長12か月の休止届を出していたが、再開届の届け出を失念していて、休止を始めてから13か月が経っていた。どうすれば良いか？

A5： 休止期間は最長12か月までですので、12か月が経ってから10日以内に再開届の提出がない場合は再開することができません。そのため、サービスを再開するには事業所の廃止届を提出し、新規指定の申請を再度していただく必要があります。

【例1】

休止していた期間（12か月）：〇〇年4月1日～△△年3月31日
廃止届を提出した日：△△年5月1日
廃止届に記載する廃止年月日：△△年6月1日
新規指定の申請書提出日：△△年5月1日
新規指定の指定年月日：△△年6月1日

【例2】

休止していた期間（12か月）：〇〇年4月1日～△△年3月31日
廃止届を提出した日：△△年5月10日
廃止届に記載する廃止年月日：△△年6月10日
新規指定の申請書提出日：△△年5月10日
新規指定の指定年月日：△△年7月1日

(注)

【例1】の△△年4月1日～△△年5月31日、【例2】の△△年4月1日～△△年6月9日は休止扱いとなります。

新規指定の指定年月日は、廃止年月日以降の1日となりますが、新規指定を希望する月の前月5日（5日が閉庁日の場合は直後の開庁日）までに提出がない場合は翌々月の指定になります。